

鳥取県告示第391号

平成22年鳥取県告示第61号（許可なく設置している橋梁の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の橋りょうについて、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保管した工作物の種類、形状及び数量

橋りょう 1橋（長さ15.0メートル、幅1.8メートル）

2 当該工作物の放置されていた場所

一級河川天神川水系加茂川

東伯郡三朝町大字小河原地内 宮の前橋から10メートル下流

3 当該工作物を除去した日時

平成22年5月12日 午後4時

4 保管を開始した日時

平成22年5月20日 午後5時

5 保管の場所

2に同じ。

6 引取り方法

（1）引取りに係る申出の期間等

平成22年5月20日から同年8月20日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までとする。ただし、同日までに申出がない場合は、河川法第75条第6項の規定により、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は同条第7項の規定により当該工作物を廃棄することがある。

（2）引取りに係る工事

事前に河川法第26条第1項の規定に基づく河川管理者の許可を得た上で、平成22年10月21日から同年11月19日までに実施すること。

（3）問合せ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

電話0858-23-3218

（4）申出のときに必要な書類

ア 身分証明書（所有者等であることを証明できる書類）

イ 印鑑

7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により工作物の除去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。